

## 指定候補者選定委員会の公開について

### 1. 三田市情報公開条例について

三田市においては、市民の知る権利を尊重し、かつ、本市の行う諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への積極的な参加による公正で民主的な市政の推進に資することを目的とした三田市情報公開条例が制定されています。この条例に基づき、市長等が置く附属機関等が行う会議については、原則公開となっています。

### 2. 指定候補者選定委員会について

当委員会は、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められないため、原則公開とします。

ただし、第1回選考委員会の募集要項、水準書、選定基準に関する審議については、公開することにより、応募業者にとって不公平となる恐れがあるため、三田市情報公開条例第7条第6号(当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの)の規定により、非公開とします。

また、第2回以降の選考委員会については、企業による申請書類の内容は、企業のノウハウ、個人情報、経理状況が含まれるため、これを公開するとこの企業の事業運営等に不利を及ぼす可能性があるため全ての会議を非公開とします。会議資料や会議記録についても事業者の事業運営に関わる内容は非公表とします。

### 3. 会議録の公開について

選定委員会の会議録についても、三田市情報公開条例に基づき公開の対象となります。会議録については、指定候補者選定の透明性を確保するため作成しますが、発言が抑制され自由闊達な議論に支障をきたす恐れがあることから、要点記録として、発言に係る委員名を記載せずに公開する判断を委員会に諮ります。

#### 【参考：三田市情報公開条例】

(会議の公開)

第30条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合